

公務災害・通勤災害補償制度のあらまし

公務災害とは?P1
事故防止に努めましょうP 2
災害が発生したら?P3
アク シデントアラカルト … P 5
公務災害認定請求書の 書き方は? ······P 7
The second secon
公務災害Q&A ······P9
療養補償(治療費の支払)の 手続きは? P10
補償の種類は? P11
THIQ 少性 担は : ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

公務災害とは?

▶公務災害補償制度とは?

常勤の地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた身体的損害を補償する制度です。

(物的損害や精神的損害は補償の対象ではありません。)



●公務上の災害とは?

公務上の災害として認められるには、次の2 つの要件を満たす必要があります。

- ①職員が公務に従事し、任命権者の支配管理下 で災害が発生したこと(公務遂行性)
- ②公務と傷病との間に相当因果関係があること (公務起因性)
- ※職員の基礎疾患(持病)と公務とが競合原因となって 傷病が発生した場合、公務が相対的に有力な原因であ る必要があります。

補償の実施は、各地方公共団体からの負担金により運営されている地方公務員災害補償基金が行います。

負担金は、給与の総額に教育職員、警察職員、消防職員、清掃職員、その他職員等の職員の区分に応じた負担金の率を乗じて算出します。

職員数や給与費の減により負担金は減少していますが、障害補償や遺族補償などの給付費は横ばい傾向となっていることから、メリット制が導入されています。



●メリット制とは?

負担の公平性と災害防止努力の促進を目的として、給付費と負担金の比率に応じて、負担金の額を増減させるものです。

つまり、公務災害・通勤災害の件数が増加し、給付費が負担金を上回れば、負担金額も増加 することになります。

事故防止に努めましょう



訓練前は入念に準備運動をして、ケガのないようにしましょう!

警察職員、消防職員の訓練中の事故が 多発しています。

職場の整理整頓はできていますか?

転倒などの職場内での災害は、 ちょっとした不注意や執務・ 作業環境の不備によるものが よくあります。



使用後の注射針等を取り扱う際は 細心の注意を払い、針刺し事故0を 目指しましょう!

事故の種類別で見ると、汚染血液による 災害が最も多く発生しています。





交通ルールを守り、 安全運転を心がけましょう!

ここ数年、通勤時における死亡事故が 毎年発生しています。 また、バイクや自転車による事故も増 加傾向にあります。

災害が発生したら?

医療機関で治療を受ける

できるだけ早く受診してください

その際、医療機関に公務災害であることを申 し出てください



所属長に連絡

◎時間/場所/状況



公務災害・通勤災害の 認定請求をする

できるだけ すみやかに提出 して下さい。

所属において災害の原因を調べ、 再発防止策を検討し、実行する。



認定請求が遅くなると、次のような問題が生じます。

- ●事実関係の正確な確認が困難になる
- ●医療機関に治療費の請求を保留してもらうことになる
- ●服務上や給与上の扱いが確定しない



療養補償については2年、障害補償・遺族補償については5年の消滅時効があります。

受診日から2年を経過した治療費、症状固定 や死亡から5年経過した障害補償・遺族補償の 請求権は時効により消滅します。

> 公務災害認定請求書の書き方は P7-P8にあります。

加害者のある災害の手続きは…



相手方を確認する

- ◎ナンバープレート/免許証
- ◎自賠責保険及び任意保険等の内容
- ◎連絡先
- ◆ 大したケガでないと判断して相手を確認しないで別れないようにしてください

警察への届出

- ◎最寄りの警察署に連絡
- ◎現場検証
- ◎交通事故証明書
- ♠ 物損でも届ける必要があります

補償方針の決定

- ・相手方から補償を先行させる示談先行
- ・基金の補償を先行させる補償先行

のいずれかの補償方針を決定



相手方との示談

示談前にその状況を「示談締結事前報告書」(支部様式12)により基金に報告してください。

▶地方公務員災害補償基金における個人情報の利用目的

地方公務員災害補償基金は、取得した個人情報について、地方公務員等の公務災害及び通勤 災害の認定、補償及び福祉事業の実施、不服申立てに係る審査、訴訟追行、第三者加害事案に 係る求償・免責、災害補償統計の作成のために利用いたします。

アクシデントアラカルト

公務上の災害・通勤災害該当の例



火災現場で 消火活動中、 輻射熱を受けてヤケドした

病室に行く途中 階段をふみはずし捻挫した



通勤途中 交通事故にあい骨折した (合理的な経路・方法によるもの)



清掃作業中 ゴミ袋の中のガラスで 手を切った

給食調理中 手がすべり 包丁で手を切った

アクシデントアラカルト



公務外の災害・通勤災害非該当の例

次のような場合は、勤務時間中に職場の中で発生しても公務災害とはなりません。



勤務時間中に 持病の高血圧が主な原因で 倒れた

10kg の書類を ふだんどおりひざを曲げて ゆっくり持ち上げたとき、 腰を痛めた

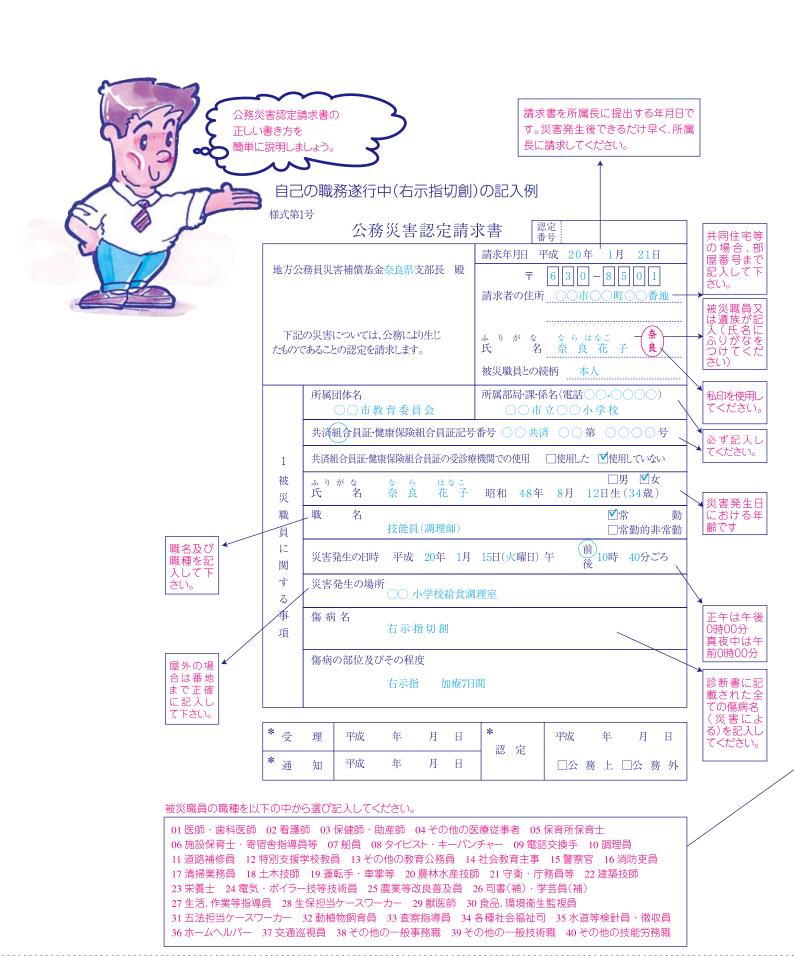




救急活動中に 顔面を打撲し、約7か月後に 発症した網膜剥離

> 通勤途上 自宅と反対方向の スーパーに向かう途中 交通事故にあった

公務災害認定請求書の書き方は?



被災職員本人が詳し く説明しにくい場合 は、イラスト又は写 ■真を使って下さい。 災害発生状況は、原則として被災職員が記入し、通常の職務内容から始め、被災した状況を具体的に記入してください。その際、「どのようにしようとしたら、どのようになって、どのような体勢になって、どうなったか」という点にポイントを当てて記入をしてください。また、通常の動作と異なった点(滑った、バランスを崩した等)があったか、無かったかも記入して下さい。

下に良い記入例と悪い記入例を記載してありますので、参考にしてください。



	①誰が	私は、
	②通常業務は	通常、学校給食の調理業務に従事しています。
2	③何のために	被災当日(平成20年1月15日)は、当日の献立であるカレー
災		の材料の下ごしらえをするため、
	@l17	午前10時40分頃
害	⑤とこで	校内給食調理室で、
	⑥誰と	同僚の山田花子さんと、
発	⑦何をしているとき	じゃがいもをフードスライサーで切っていたとき、スライサー
		の入り口にじゃがいもがひっかかって止まり、
生	⑧どのようにしようとしたら	ひっかかったじゃがいもをスライサーの中に右手で押し込も
の		うとしたら、
	⑨どのようになって	勢い余って行き過ぎ、
伏	⑩どのような体勢になって	右手人差し指をスライサーの回転刃のところに突っ込むよう
		な形になり、
兄	⊕どうなったので	スライサーで右手人差し指を切ったので
	®どうしたか	保健室で応急処置を受けたあと、校長先生に報告し、その指
		示により近くの田中医院へ行き、治療を受けました。
		·

証明日付は 請求年月日 以後です。

> 1及び2については、上記のとおりであることを証明します。 3 平成20年2月5日 長の証明所属部局の 所在地 ○○市○○町○○○番地 所属部局の 名 称 ○○市立○○小学校 公印 印 長の職・氏名 校長 〇〇〇〇 図影断書
> 図規認書又は事実証明書
> 図規場見取図
> 図と書発生状況写真
> 回時間外勤務命令簿の写し
> 回経路図
> 回動届の写し
> □交通事故証明書
> □事故発生状況報告書
> □第三者行為災害届
> □取扱物の写真
> 図承諾書
> □既往病歴申立書
> □健康診断記録 ✓出勤簿 4 添付する資料名 □その他 *5任命権者の 0 公務上の災害と認める。 平成 20年2月12日 ○○市教育委員会

任命権者の意見日付は、所属長の 証明年月日以後です。

任命権者の職・氏名

悪い例

私は、通常清掃処理業務に従事しています。 被災当日(平成20年1月30日)は、不燃物の 処理をするため、午後1時30分頃、不燃物処 理室で、同僚の山口さんと不燃物と可燃物の 分別をしているとき、

右胸でポキッと音がし、痛みがはしりました。 すぐに所長に報告し、その指示により高橋医 院へ行き、治療を受けました。 これでは、受傷した際の状況が良く分かりません。これを右のようにすると、受傷した際の状況がよく分かるようになります。

良い例

私は、通常清掃処理業務に従事しています。 被災当日(平成20年1月30日)は、不燃物の 処理をするため、午後1時30分頃、不燃物処 理室で、同僚の山口さんと、不燃物と可燃物 の分別をしているとき、

公印

印

に事実を調査して証明

してください

搬入されていたオーブントースターを身体の 左にあった不燃物入れに入れようとトースタ ーを持って、足はそのままで左に身体を捻っ たところ

右胸でポキッと音がし、痛みがはしりました。 すぐに所長に報告し、その指示により高橋医 院へ行き、治療を受けました。

病院を変わりたいのですが・・・。

 A_1

診療を受ける医療機関は、被災職員が自由に選択して結構ですが、転医は原則として認められません。 その理由は、重複診療、重複投薬となり、治療に逆効果となる恐れがあるからです。

転医が認められるのは、以下の場合に限られます。

- ①被災場所の最寄りの医療機関で応急手当を受けたあと、療養に適した専門医療機関へ転医する場
- ②加療を受けていた医療機関から勤務先又は自宅からの通院に便利な医療機関に転医する場合
- ③現在治療を担当している医師が医療技術、施設等の問題から他の専門医療機関を紹介し転医させ

上記①②の場合は、受診医療機関報告書兼転医届(支部様式25)が、上記③の理由に該当する場合は、 さらに加えて転医届(支部様式14)の提出が必要です。

これら書類が提出されない場合は、療養補償の全部又は一部が行われないこともあります。

Q_2

複数の医療機関に重複して受診した場合、その治療費は療養補償の対象となりま すか。

 A_2

重複診療は療養補償の対象にはなりません。重複診療とは、「同一の傷病について、医師の指示に基 づかないで2つ以上の医療機関で重ねて治療を受けた場合」をいいます。

受診する医療機関の選択は職員にまかされていますが、複数の医療機関での受診は治療内容の一貫性や治療効果・効率性の妨げになり、結果として、被災職員の療養が必要以上に長引くことになりま すので、主治医が療養上必要と認め指示した場合等でない限り、1 力所の医療機関で受診してください。 重複診療という理由で公務災害で必要な療養と認められず療養補償の対象から除かれた療養につい ては、共済組合員証(健康保険組合員証)で治療を受けることはできません。この場合、被災職員は治 療費の全額を負担することになりますので注意してください。

Q_3 接骨院等で治療を受けたいのですが・・・。

 A_3

- ①柔道整復師(いわゆる接骨院)単独で施術を行うことができる以下の場合のみ支給対象となります。
 - ・脱臼又は骨折の患部に対する施術(医師の同意がない場合には応急処置のみ)
 - ・打撲又は捻挫に対する施術
- ②はり、きゅうの施術については、医師が治療効果があると認め同意書(支部様式17)がある場合のみ、 原則12か月を限度に療養補償の対象として認められます。
- ③柔道整復師以外にカイロプラクティック等による治療を受けられる場合がありますが、健康保険が適用されない治療所での治療については支給することができません。 いずれの場合も、疼痛軽減目的のみの受診は療養補償の対象となりません。

診断書料は支給されるのですか?

診断書料は、通常、公務災害認定請求に添付した原本1通分が支給対象となります。(病名が異なる 場合は、2通目以降も認められます。)休暇の取得等他の目的に使用する診断書料は、自己負担となり ますので、病院の窓口で自己負担をする旨伝えてください。

また、診断書傷病名が同一の場合は、療養期間が延長されても新たな診断書を提出する必要はあり ません。

被災職員が「治ゆ報告書」を提出しない限り、療養補償は継続して行われますか。 \mathbf{Q}_{5}

 A_5

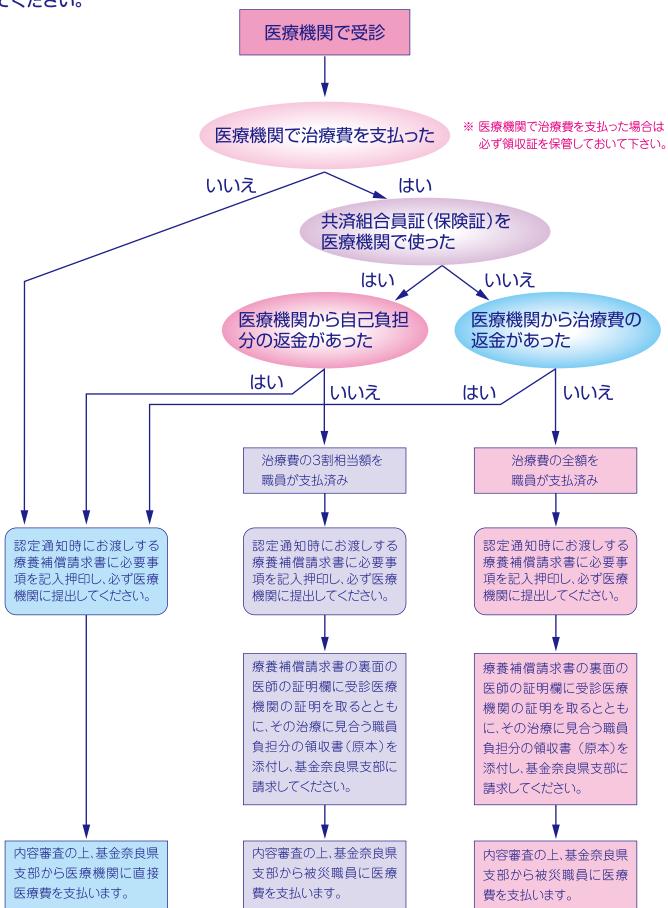
治ゆには、完全に傷病が治った場合(完全治ゆ)のほか、慢性的な症状は残っているとしても、通常 の医療技術によってほとんど治療効果が期待できない状態(症状固定)も含みます。

傷病に係る治ゆの認定は、通常、被災職員からの「治ゆ報告書」に基づき、基金が行います。

ただし、被災職員の療養内容、症状の経過及び主治医の意見等から判断して、すでに「症状固定」に あり、これ以上医療効果が期待できないと認められる場合は、被災職員の「治ゆ報告書」の提出の有無 にかかわらず基金が職権で[治ゆ認定]を行うことがあります。この場合、治ゆ後の診察等は必要な療 養とは認められず、治ゆ日以降の療養補償は行われません。

療養補償(治療費の支払)の手続きは?

療養補償(治療費の支払)の手続の流れは、次のとおりです。あなたのケースに応じた手続を行ってください。



補償の種類は

公務災害又は通勤災害として認定されると、次のような補償や福祉事業が受けられます。詳しくは各所属または公務災害担当課に配布している「災害補償のしおり」をご覧ください。

療養補償

傷病が治ゆするまでの期間、必要な療養が受けられます。

①診察 ②薬剤又は治療材料の支給 ③処置、手術その他の治療 ④病院又は診療所への収容 ⑤看護 ⑥移送

休業補償 療養のため勤務できない場合で給与を受けないときは、その期間、 一定額が支給されます。

傷病補償年金

療養の開始後1年6か月を経過しても治らず、その障害の程度が傷病等級に 該当するときは年金が支給されます。

障害補償 傷病が治ったとき残った障害が、障害等級に該当する場合は、 障害の程度に応じて年金又は一時金が支給されます。

介 護 補 償 傷病補償年金又は障害補償年金の受給者のうちで、一定の条件に該当し、 常時又は随時介護を受けている場合に、介護補償(月額)が支給されます。

遺族補償 公務又は通勤により死亡した場合に、その遺族に対して年金又は一時金が 支給されます。

葬祭補償公務又は通勤により死亡し、その遺族等が葬祭を行った場合支給されます。

そ の 他 被災職員の円滑な社会復帰の促進や被災職員及びその遺族の援護を図るために 行われる補償の付加的給付として「福祉事業」があります。

● 問い合わせ先 —

各所属の庶務のほか以下のところにお問い合わせください。

区分	窓	連絡先
県職員	奈良県総務部人事課総務係	0742-27-8350(ダイヤルイン)
市町村・一部事務組合職員	各任命権者の公務災害担当課	
市町村費教職員	奈良県総務部市町村課行政振興グループ	0742-27-8419(ダイヤルイン)
県費教職員	奈良県教育委員会事務局教職員課給与係	0742-27-9843・9841(ダイヤルイン)
警察職員	奈良県警察本部警務課給与係	0742-23-0110 内線 2665

● 発行元・制度全般の問い合わせ先 —

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県総務部人事課内 地方公務員災害補償基金奈良県支部

TEL 0742-27-8350(ダイヤルイン) FAX 0742-22-2611

平成22年発行